

公益社団法人旭川市シルバー人材センター

会費規程

平成 元年4月 1日 施行  
平成 4年4月 1日 施行  
平成 6年4月 1日 施行  
平成18年4月 1日 施行  
平成23年4月 1日 施行  
平成24年5月25日 施行  
平成24年4月 1日 適用  
令和 2年6月 23日 改正

(目 的)

第1条 この規程は公益社団法人旭川シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正特会員・賛助会員が一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正特会員は、年額2, 200円とする。ただし、定款第5条(1)イに基づく者のうち、社会奉仕活動を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する者については0円とする。
- (2) 賛助会員は、年額1口10, 000円とする。

(納入方法)

第3条 新入正特会員は、入会時に納入し、又継続会員の場合は新年度配分金よりの自動引き落とし納入とする。なお、未就業会員の場合は、持参あるいは8月に郵送される振込用紙で納入する。

2 賛助会員は、入会時に納入する。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し、必要な事項は、理事会で定める。

(新規)

(会費の使途)

第5条 会費は、一事業年度における会計額の50%を当該年度の公益法人目的の事業、法人会計事業にそれぞれ使用する。

#### 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人旭川市シルバー人材センター会費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。